

もう取り付けましたか？ 住宅用火災警報器

照会先 中濃消防組合消防本部・予防課 ☎ 23 - 9008

すべての住宅を対象に、住宅用火災警報器の設置が法律によって義務づけられました。恐ろしい住宅火災から家族の命を守るため、早期に正しく設置しましょう。



なぜ義務化されたの？

近年、火災により死者が増加しています。死者が発生した火災を調べると、次のような特徴があります。

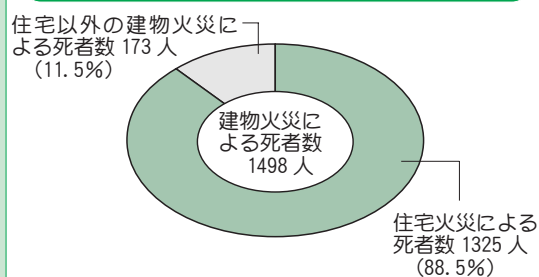
- ・死者が発生した建物火災のうち、住宅火災は9割を占める。
- ・出火時刻が深夜の時間帯。
- ・逃げ遅れにより死亡するケースが多い。
- ・出火場所は居室が多い。
- ・高齢者などの災害弱者が亡くなることが多い。



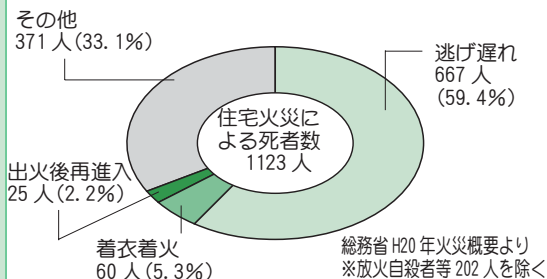
つまり、自宅で就寝中に逃げ遅れて亡くなるケースが多いことがわかっています。

あなたや家族の命を守るために、住宅用火災警報器が必要なのです。

建物火災による死者数の建物区分別割合



住宅火災による死者数の経過別割合



いつまでに設置するの？

- ◆新しく建てる住宅は、平成 18 年 6 月 1 日から設置が義務づけられています。
- ◆すでに建っている住宅は、**平成 23 年 5 月 31 日まで**に設置しなければなりません。

住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器には 2 つの種類があります。

煙式 住宅用火災警報器



- ・煙を感知して火災を知らせます。
- ・火災をより早く感知するためにも寝室や階段などに煙式住宅用火災警報器を設置しましょう。

熱式 住宅用火災警報器



- ・熱を感知して火災を知らせます。
- ・台所などは熱式の住宅用火災警報器を設置するとよいでしょう。

○寝室や階段などに**煙式**住宅用火災警報器を設置しましょう。

○住宅用火災警報器は、ショッピングセンター、家電販売店、ホームセンターで販売しています。

○目や耳の不自由な方には、音や光、振動などで火災の発生を知らせてくれる補助警報装置があります。

どこに取り付けたいの？

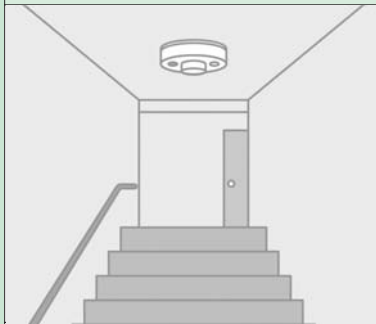
こんな場所に設置が必要

寝室



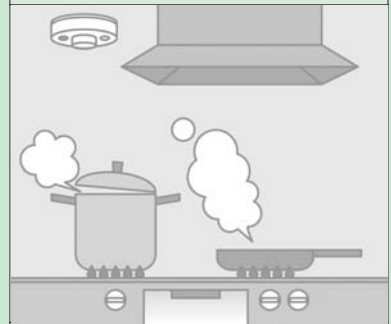
普段、寝室に使っている部屋。子ども部屋や高齢者の居室なども、寝室として使っている場合は煙式住宅用火災警報機の設置対象となります。

階段



寝室がある階の階段最上部に煙式住宅用火災警報機を取り付けます。

その他



寝室以外の居室や台所などは設置の義務はありませんが、設置に努めましょう。
※台所には熱式の火災警報器が望ましいです。

市の助成などあるの？

詳しくは各課へお尋ねください。

＜高齢者＞

- ◆対象 1人暮らしの高齢者または高齢者世帯で、要介護認定において要支援1以上の認定を受け、住民税非課税世帯の方
- ◆金額 無料
- ◆申込み 所定の申請書を高齢福祉課、各地域事務所に提出してください。審査・決定後、業者から納品されます。
- ◆照会先 高齢福祉課 ☎ 23 - 7730 FAX 23 - 7748

＜障がい者＞

- ◆対象 ①身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2・Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方（単身世帯など）
②聴覚障がい者（単身世帯など）
- ◆金額 購入額の9割を助成（上限額があります）
- ◆申込み 購入前に手帳、印鑑、見積書（購入が決まっている場合のみ）を持参して福祉政策課へ申請してください。
※購入後は申請できません。
- ◆照会先 福祉政策課 ☎ 23 - 9031 FAX 23 - 7748

地域での取り組みを紹介します

広見区の取り組み

広見区では、平成20年度から消防署の指導のもと住宅用火災警報器の普及に取り組んできましたが、既存の住宅への設置はなかなか進みませんでした。地域における防災への意識向上のためにも広見区の役員さんと、12自治会の自治会長さんが中心となって、地域を上げて設置を行いました。自治会ごとに設置の状況を調査して取りまとめ、共同購入することで経費なども安くなるというメリットを活かしました。



1年経った今では地区全体の設置率は90パーセントを超えるそうです。

こうした地域ぐるみの取り組みが市内各地で行われています。お互いに手を携えて災害に備えましょう。

悪質な訪問販売にご注意を！

消防署員のふりをして機器などを販売したり、「今すぐ設置しなければいけません」などと強引に販売する悪質な訪問販売には、十分注意してください。市役所や消防署が販売したりすることはありません。

購入する際は、住宅用火災警報器の品質を保証する日本消防検定協会の検査に合格した「NSマーク」の付いているものを選びましょう。

